

令和4年度税制改正

昨年12月24日、「令和4年度税制改正の大綱」が閣議決定されました。

(外部リンク) [財務省ホームページ「税制改正の概要」](#)

先月のCBCA NEWSでは、本改正のうち、住宅関連税制（住宅ローン控除制度、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置）の見直しについてお伝えしました。今回は、全体を通じた税制改正の主なものについてお伝えします。

✚ 個人所得課税

○ 住宅ローン控除制度の見直し

- ・住宅ローン控除の適用期限を4年延長し令和7年末までの入居者を対象とするとともに、省エネ性能等の高い認定住宅等につき、新築住宅等・既存住宅ともに、借入限度額の上乗せを行う。
 - ・控除率を0.7%とするとともに、所得要件を2,000万円とする。
 - ・新築住宅等について控除期間を13年とするほか、令和5年以前に建築確認を受けた新築住宅について、合計所得金額1,000万円以下の者に限り、40㎡以上の住宅を控除対象とする。
- (以上、詳しくはCBCA NEWS Vol.98「住宅関連税制の見直し」を参照ください。)

✚ 資産課税

○ 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の見直し

- ・格差の固定化防止等の観点から踏まえ、限度額を見直した上で、適用期限を2年延長する。
- (以上、詳しくはCBCA NEWS Vol.98「住宅関連税制の見直し」を参照ください。)

○ 土地に係る固定資産税等の負担調整措置

- ・土地に係る固定資産税等の負担調整措置について、令和4年度に限り、商業地等（負担水準が60%未満の土地に限る。）に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の2.5%（現行：5%）とする。
- (解説) 固定資産税の税額計算の基となる課税標準額は、固定資産税評価額にスライドするよう制度設計されていますが、地価が大きく上昇した場合、上昇分をそのまま課税標準額に反映させると、税負担が急激に増えてしまいます。そこで、地価が大きく上昇した場合には、課税標準額を一度に引き上げず徐々に増やす仕組みを用いています。これを「負担調整措置」といいます。
- 前年に行われた負担調整措置では、新型コロナウイルス感染拡大に配慮して特別に、住宅地、商業地ともに課税標準額を引き上げず、据え置きとしました。今年は、住宅地は通常通りの運用（上昇幅は評価額の5%）となり、商業地のみ通常の半分の上昇に留まることとなります。

法人課税

○ 積極的な賃上げ等を促すための措置

- 大企業等

- ・令和5年度末を期限として、継続雇用者給与等支給額の対前年度増加割合が3%以上である場合に、雇用者給与等支給額の対前年度増加額の15%の税額控除を行うとともに、継続雇用者給与等支給額の対前年度増加割合が4%以上である場合には、税額控除率に10%を加算し、教育訓練費の対前年度増加割合が20%以上である場合には、税額控除率に5%を加算する措置を講ずる。
- ・令和5年度末を期限として、法人事業税付加価値割において、継続雇用者給与等支給額の対前年度増加割合が3%以上である場合に、雇用者給与等支給額の対前年度増加額を付加価値額から控除する措置を講ずる。
- ・一定規模以上の大企業に対しては、給与の引上げの方針、取引先との適切な関係の構築の方針等を公表していることを要件とする。

- 中小企業

- ・雇用者給与等支給額の対前年度増加割合が1.5%以上である場合に、雇用者給与等支給額の対前年度増加額の15%の税額控除を行うとともに、税額控除の上乗せ措置として、雇用者給与等支給額の対前年度増加割合が2.5%以上である場合には、税額控除率に15%を加算し、教育訓練費の対前年度増加割合が10%以上である場合には、税額控除率に10%を加算する措置を講ずる。

(解説) 岸田政権の政策の柱ともいえる「成長と分配」に基づく、いわゆる「賃上げ税制」です。

前政権の制度を拡充し、税額控除率の上乗せを図っています。なお、ここでの大企業とは、資本金の額等が10億円以上かつ通常の従業員の数が1,000人以上となります。

中小企業の税額控除の内容は、下表を参照ください。

【中小企業の賃上げ税制】

要件	税額控除額（率）
給与等支給総額が対前年比1.5%以上増加	控除対象雇用者給与等支給増加額×15%
給与等支給総額が対前年比2.5%以上増加	上記に15%を上乗せ
教育訓練費が対前年比10%以上増加	上記に10%を上乗せ

※控除上限は、適用年度の法人税額の20%です。

一般社団法人全国経営診断士協会

〒112-0004

東京都文京区後楽 2-2-17 NBD 三義ビル

TEL : 03-3812-8211 FAX : 03-3812-8213

mail@cbca.jp

http://www.cbca.jp

お問い合わせ先